石社協　第２７６号

令和４年４月２８日

認定こども園長　様

保育所・園長　様

小規模保育事業所長　様

社会福祉法人石川県社会福祉協議会事務局長

【公印略】

令和４年度「保育士試験合格者等（有資格者）現場実習事業」

実習受入保育施設の募集について

　平素は、本会事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげ

ます。

　さて、本会では、保育士養成施設に在籍せず、試験により保育士資格を取得した方などを対象に、現場実習の機会を提供し、保育現場での実習等の経験がないことによる不安の解消に取り組み、円滑な就労支援を図ることとしております。

　つきましては、別添実施要領により、実習希望者を受け入れる保育施設を募集しますので、趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

記

１　送付内容

（１）令和４年度 保育士試験合格者等現場実習事業実施要領

（２）保育現場実習受入保育施設登録申込書（様式２）

　　　※本会ホームページよりダウンロード可能

　　　　石川県社会福祉協議会ホームページ　→　福祉のお仕事・福祉の資格　→　新着情報

　　　　（<https://www.isk-shakyo.or.jp/qualification/#container>）

（３）保育士試験合格者等現場実習参加者募集チラシ（参考）

２　申込期限・方法

（１）申込期限　**５月２７日（金）**

（２）申込方法

　　　「保育現場実習　受入保育施設登録申込書」（様式２）に必要事項を記入のうえ、

下記あてに郵送、ＦＡＸまたはＥメールのいずかで送付願います。

※当該事業は、試験合格者等が就職先を決めるにあたっての体験実習の性格を有しており、

当事者間で合意に至れば、実習者が受入保育施設で就職することも期待できます。

３　その他

（１）新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、各園（所）におかれましては、日頃より感染防止のための対策を講じられていることと存じます。

実習希望者の受け入れについては、県内感染状況に合わせて、受け入れの可否を

ご検討いただきますようお願いいたします。

（２）受入保育施設の要件として、下記のいずれも満たしていることが必要となります

【実施要領－４－（２）参照】。②について登録の有無が不明な場合は、下記あてに

お問い合わせください。

　　①　受入責任者（担当者）を配置し、保育士養成施設の実習を受け入れるなど受け

入れノウハウを有していること

　　②　前年度または当該年度において本会に保育士の求人登録をしていること、

あるいは前年度において本会に「福祉のしごと職場体験」事業所登録をしている

こと

|  |
| --- |
| 社会福祉法人石川県社会福祉協議会石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター（福サポいしかわ）　担当：明石〒920-0935　金沢市石引4丁目17番1号　　　　　　石川県本多の森庁舎1階TEL 076-234-1151／FAX 076-234-1153E-mail fukusapo4@isk-shakyo.or.jp |